

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進

事務マニュアル

令和8年4月

福岡県

県土整備部河川管理課

目次

1	背景	1
2	福岡県の取組(ふるさとの川づくり推進)	1
3	補助対象	2
4	補助対象河川	2
5	補助スキーム	2
6	ふるさとの川づくり推進補助対象施設	2
7	ふるさとの川づくり推進補助要件	2
8	ふるさとの川づくり推進補助率	3
9	問い合わせ先	3
	別紙(フロー・実施計画案)	4

1 背景

かつて、河川は生活の場として活用されてきましたが、生活様式の変化によりごみが捨てられるなど、現在では生活から遠い存在になっています。

豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を創出し、親しみや愛着のある河川空間の利活用を進めることが、私たちは肝要だと考えています。

国においては、河川敷地を積極的に活用したいという要望の高まりを受けて、河川空間のオープン化を図るため、平成23年度に河川占用の基準となる「河川敷地占用許可準則」を改正し、広場、イベント施設、遊歩道、船着場などと、これらと一体を成すオープンカフェ、照明施設や、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設等の整備を行い、利活用することが可能となりました。

福岡県ではこの制度を推進するため、県独自の「賑わい愛されるふるさとの川づくり推進（以下、「ふるさとの川づくり推進」という。）事業」を創設し、河川空間のオープン化を進め、水辺とまちの連続性や回遊性の向上を図り、地域住民はもとより観光客などで賑わう快適で魅力あふれる空間を形成することで、賑わいを創出し地域の活性化を図ることとしています。

また、川とのふれあいや河川美化活動を通して、「かわを愛し、親しむ心」を育むことで、皆から愛される川づくりを行いたいと考えています。

2 福岡県の取組（ふるさとの川づくり推進）

【取り組み内容】

県内河川において、賑わい創出のための施設等を整備する際、市町村が負担する整備費用の一部を補助します。

【交付要件】

- ①事業計画の策定（河川部局のみでなく、観光部局の計画参画が必須条件）を行い、協議会等で地域の合意（承認）を得ること。
- ②県内一級河川の指定区間、県内二級河川の場合、県と実施主体は、管理協定を結び、市町村が施設の維持管理を行うこと。
- ③防護柵の設置等、安全対策を行うこと
- ④河川法を遵守すること
- ⑤他法令等の手続きが必要な場合は、これを行うこと

※市町村を占用主体としている理由

市町村が占用主体となり施設の管理について責任を持つことで、河川敷地の利用の公平性や施設の適正な管理を確保するため。

3 補助対象

政令市を含むすべての市町村

4 補助対象河川

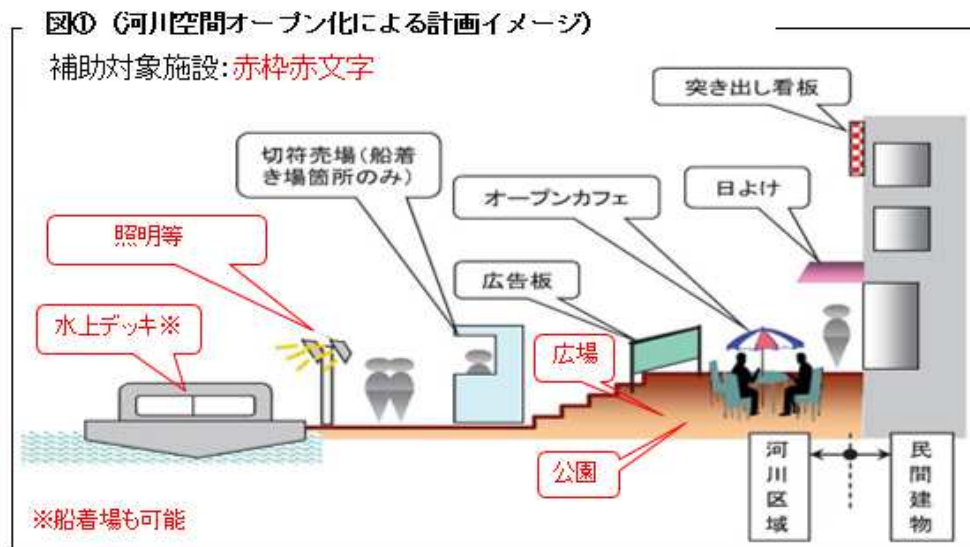
- ・ 県内一級河川（直轄区間を含む）
- ・ 県内二級河川

5 補助スキーム

別紙のとおり

6 ふるさとの川づくり推進補助対象施設

- ・ 水上デッキ、照明等、広場、公園など河川敷地占用許可準則に規定された施設のうち、民間施設以外のもの
- ・ 河川敷地占用許可が可能な施設に限る。



7 ふるさとの川づくり推進補助要件

- ・ 事業計画の策定（河川部局のみではなく、観光部局の計画参画が必須条件）
- ・ 県内一級河川の指定区間、県内二級河川の場合、県と市町村が管理協定を結び、市町村が施設の維持管理を行うこと

8 ふるさとの川づくり推進補助率

・国庫補助事業等を活用した場合…市町村負担の1/2（30%を限度）

例（国庫補助が50%の場合） ※交付上限：60,000千円

国	市町村	県
50	25	25

・国庫補助事業等を活用しない場合…30%を限度 ※交付上限：60,000千円

市町村	県
70	30

※国庫補助事業等の補助率が計画変更時に変動（微動）する事業については、申請時点における最新の事業計画の補助率を基準とする。

※一市町村あたりの年間交付上限を60,000千円とするが、他の市町村の申請額の合計が60,000千円に達さない場合、この限りではない。

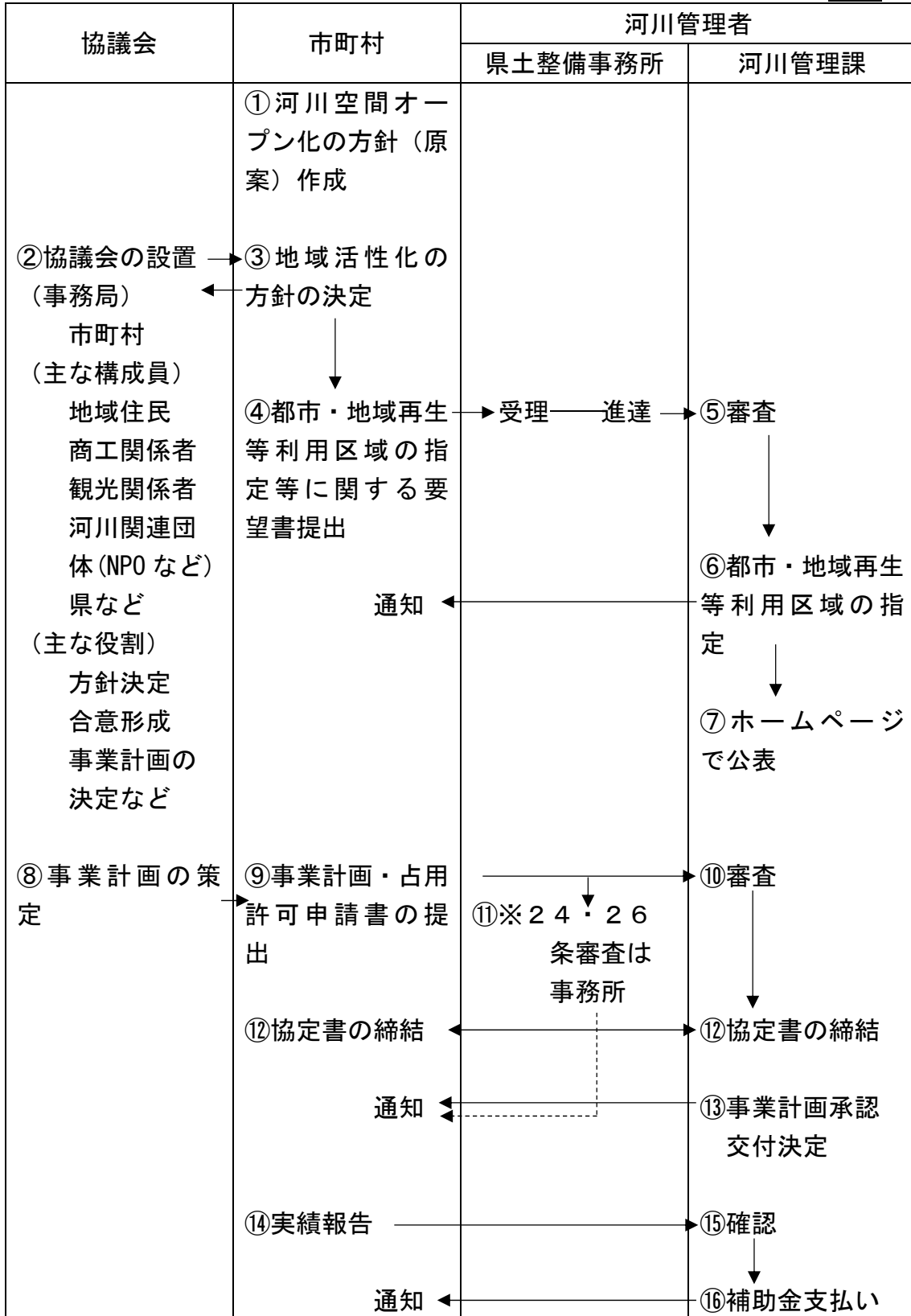
9 問い合わせ先

福岡県県土整備部河川管理課 管理係

電話092-643-3666（直通）

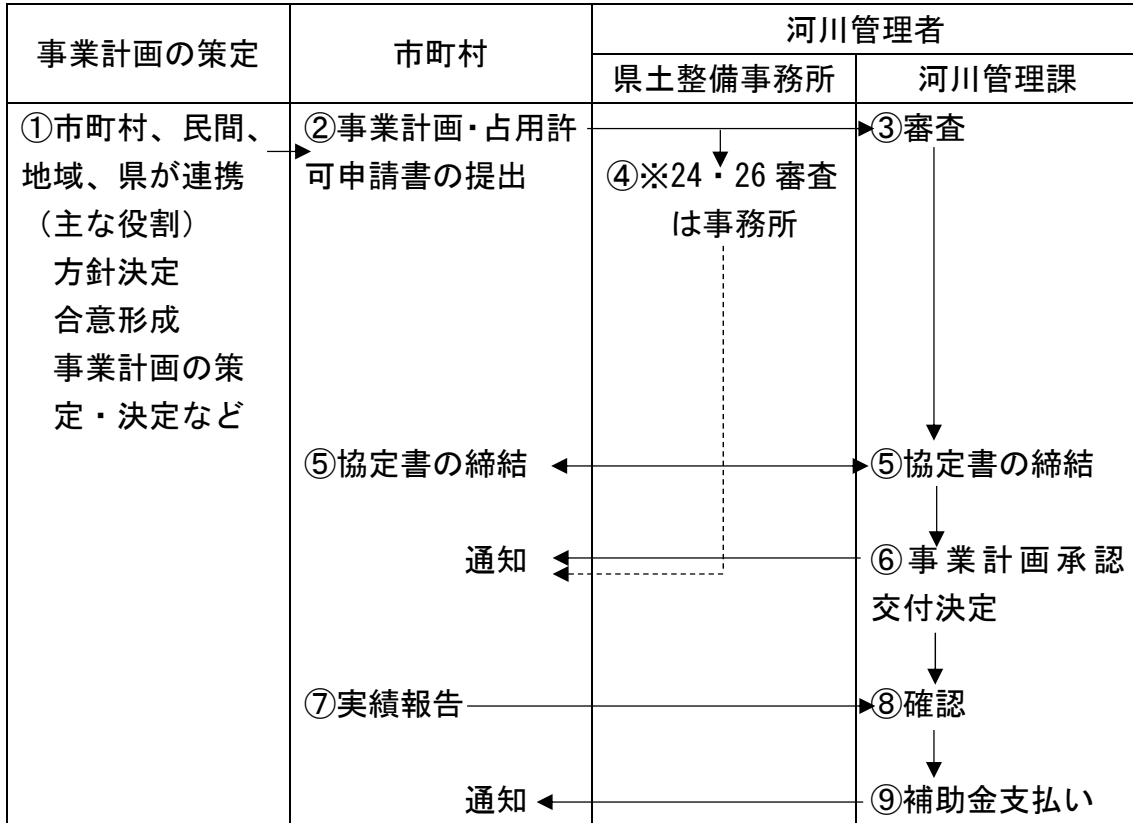
○補助スキーム（都市・地域再生等利用区域を指定する場合）

別紙



※ 1級河川の直轄区間の場合、⑤～⑦、⑪は国の河川事務所

○補助スキーム（都市・地域再生等利用区域を指定しない場合）



※ 1 級河川の直轄区間の場合、④は国の河川事務所

補助スキーム内容（都市・地域再生等利用区域を指定する場合）

①河川空間オープン化の方針（原案）作成	→市町村が作成（県アドバイス） ・目的、場所、事業内容、組織形態、スケジュール等の確認 ・規約（案）、委員の選定
②協議会の設置	→市町村が設置（県アドバイス）
③地域活性化の方針の決定	→協議会により検討と合意形成し、市町村が決定
④都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書提出	→市町村から県へ要望書を提出
⑤審査	→市町村からの要望書の審査を河川管理課で行う。 ・河川敷地占用許可準則第22第3～6項に適合していることを確認する。
⑥都市・地域再生等利用区域の指定	→福岡県河川管理課において起案 ・占用方針、占用主体を示す区域指定文書を作成する。
⑦ホームページで公表、市町村通知	→福岡県河川管理課 HP 掲載による公表 ・占用方針及び占用主体を示す区域指定文書、箇所を公表した旨を市町村へ通知する。
⑧事業計画の策定	→市町村は、協議会でまとめた内容をまとめ、事業計画を策定する。
⑨事業計画書・占用許可申請書の提出	→市町村から県へ提出
⑩審査（河川管理課）	→河川管理課は事業計画の内容が補助金要綱に適合するか審査を行う。
⑪審査（各県土整備事務所（支所））	→各事務所（支所）は、河川法第24・26条の許可申請の審査を行う。
⑫協定書の締結	→県と市町村は、協定書を締結する。 ・施設の維持管理は市町村
⑬事業計画承認交付決定	→県から市町村へ通知する。
⑭実績報告	→市町村から県へ提出する。
⑮確認⑯補助金の支払い	→県が内容確認後、補助金を支払う。

補助スキーム内容（都市・地域再生等利用区域を指定しない場合）

①市町村、民間、地域、県が連携	→市町村が主体となり、方針決定や合意形成、事業計画決定などを行う。
②事業計画書・占用許可申請書の提出	→市町村から県へ提出
③審査（河川管理課）	→河川管理課は事業計画の内容が補助金要綱に適合するか審査を行う。
④審査（各県土整備事務所（支所））	→各事務所（支所）は、河川法第24・26条の許可申請の審査を行う。
⑤協定書の締結	→県と市町村は、協定書を締結する。 ・施設の維持管理は市町村
⑥事業計画承認交付決定	→県から市町村へ通知する。
⑦実績報告	→市町村から県へ提出する。
⑧確認	→県が実績報告書の確認
⑨補助金の支払い	→確認後、補助金を支払い、通知する。

(様式案)

〇〇市〇〇地区／〇〇市〇〇川

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業計画

令和〇年〇月

〇〇市〇〇部（局）〇〇課

〇〇市〇〇川賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業計画の概要

目的・目指す将来像等

※以下の項目などを踏まえて河川空間の賑わい創出に係る概要を記載してください。

- ・ 申請箇所の概要
(歴史や地域との関わり、過去の川の再生や地域振興計画等への位置付けなど)
- ・ 賑わい創出の目的、目指す将来像
- ・ 想定している河川空間の賑わい創出

河川空間の賑わい創出イメージ

※以下の図面などを使用して整備のイメージ、賑わい創出イメージを記載してください。

- ・ 簡単なポンチ絵
- ・ イメージ図
- ・ イメージ写真（県外事例でも可）

計画等への位置付け

※河川空間の賑わい創出が市町村の各種計画に位置付けされている場合に記載してください。

- 〇〇計画
 - ・ (河川空間の賑わい創出に係る部分を記載)
- Ex. 〇〇市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ・ 5つのプロジェクトの1つとして、「中心市街地活性化事業」を位置付けており、・・・することとしている。

河川空間の賑わい創出効果

※申請箇所の賑わい創出が地域の活性化や観光振興などに与える効果について記載してください。

- 〇〇〇〇 ←効果をキーワードで示してください。
 - ・ (効果が得られる理由を記載)
- Ex. 観光客の増加・地域経済の活性化
 - ・ 施設整備を行うことで、県内外から観光客を呼び込み、地域経済を活性化させる。

川と周辺の状況

位置図

※川と周辺施設（公共施設、集客施設、交通機関など）の位置関係が分かるように記載してください。

川の状況

※現在の川の改修状況を記載してください。

- 改修済み、または未改修
 - ・未改修の場合は、整備計画の有無、整備予定時期などを河川管理者から聞き取り、記載してください。

※現在の川の利用状況について以下の項目などを記載してください。

- どのような利用か
(広場、キャンプ場、照明等)
 - ・河川空間利用の趣旨
 - ・利用（整備）主体（主催者など）
 - ・利用（整備）時期、頻度
 - ・集客数、参加人数

※賑わい空間創出に係る申請箇所のポテンシャルについて、以下の項目等を記載してください。

- 周辺の土地利用状況、集客施設等
- 交通アクセス

都市・地域再生等利用区域

※都市及び地域の再生のために利用する施設が占有することができる河川法第6条第1項の河川区域内の土地の区域を指定した時は、以下の項目を記載してください。

- 指定範囲及び指定年月日
(例：〇〇市大字〇〇△△番地先から
〇〇市大字〇〇△△番地先まで)
- 占有許可を受ける施設
- 施設の占有主体

想定される賑わい空間創出に必要な整備の概要

整備箇所図

※前ページの位置図よりも詳細な平面図などを使用して記載してください。

※想定される河川整備の内容を簡単なポンチ絵やイメージ写真等で記載してください。

※民間事業者、県、市町村による整備範囲が分かるように記載してください。

※河川区域の位置を示してください。

(河川区域が不明の場合、お近くの県土整備事務所へお問い合わせください。)

※都市・地域再生等利用区域を指定する場合は、その範囲を示してください。

(都市・地域再生等利用区域を指定しない場合は、事業の計画範囲を示してください。)

想定される整備概要

※賑わい空間創出に必要な施設整備に応じて民間事業者、県、市町村による整備を分けて記載してください。

(EX)

【県】

- ○○○○の整備
 - ・堤防上の舗装
 - ・スロープ
 - ・○○がしやすい○○○○の整備

【民間事業者】

- ○○○○の整備
 - ・コンテナハウスの設置
 - ・テラス用テーブル等設置

【市町村】

- 駐車スペースの整備
 - ・隣接公有地の舗装
 - ・フェンス、車止め設置

工程表・想定事業費

【例示】 月	令和○年度				令和○年度				想定事業費
	4	7	10	1	4	7	10	1	
計画策定			●——●						-
【県】○○整備					●——●				○○百万円
【民】○○整備						●——●			○○百万円
【市】○○整備					●——●				○○百万円

事業の推進体制・補助金に関する事項

民間事業者等との連携

※申請時点で連携する民間事業者等が決まっている場合は、事業者名、業務内容、申請箇所での連携内容、当該事業者と連携することとした経緯などを記載してください。

※連携する民間事業者等が決まっていない場合は、事業者と賑わい創出の中でどのように連携するか、事業者に求めること、事業者の選定方法、選定期間など（申請時点での想定）を記載してください。

また、想定している事業者等があれば調整状況などを記載してください。

計画策定の体制（協議会）

- 協議会名
 - ・ ○○協議会※協議会を設立した場合
- 構成員（予定）
 - ・ ○○市
 - 課、○○課、○○課
 - ・ 県関係
 - 県土整備事務所○○課
 - ・ 民間事業者等
 - 株○○
 - ・ 関係団体
 - 市観光協会、○○川を守る会
 - ・ 地域住民など
 - 沿川の自治会長など
- 事務局
 - 市○○課○○係

庁内推進体制

- 担当課（役割）案
 - 市
 - ・ 商工観光課
 - （事務局、企画、広報等）
 - ・ 建設課
 - （施設整備、維持管理等）

河川に関する地域の活動

- ○○川を守る会は、○○付近の○○川沿いで河川愛護活動を行っている。（年○回）
- 商工会議所が○○川の○○付近河川敷で定期的にイベントを行っている。（年○回）など

補助金に関する事項

- 補助金交付申請額
- 補助事業の執行状況（複数年で事業を行う場合）
- 補助事業により新築される施設の管理について（管理方法など）